

参議院電気通信・文部連合委員会會議録第一号

昭和二十五年二月十五日(水曜日)午後
二時四十一分開会

委員氏名

電気通信委員

委員長 松野 喜内君

委員 藤枝 昭信君 大島 定吉君
木村 三郎君 尾崎 行輝君
新谷 寅三郎君 高田 寛君
水橋 藤作君

文部委員
委員長 田中耕太郎君

委員 若木 勝蔵君 木内キヤウ君
藤田 芳雄君

河崎 ナツ君 河野 正夫君
岩本 月洲君 岡崎 眞一君
左藤 義隆君 小野 光洋君
大隅 信幸君 星 一君
梅原 眞隆君 西田 天香君
堀越 儀郎君 三島 通陽君
山本 勇造君 岩間 正男君
鈴木 憲一君

本日(の会議に付した事件)
○放送法案(内閣送付)

〔松野喜内君委員長席に著〕

○委員長(松野喜内君) それではこれから電気通信、文部連合委員会を開きます。議題といたしましては、放送法案、予備審査についてであります。

最初に提案理由の説明を願います。
○政府委員(尾形六郎兵衛君) 放送法案の提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

放送事業は、現在無線電信法並びにこれに基づく主務大臣の命令によつて規

律されておるのでありますが、無線電信法は主として公衆通信の規律を対象として、大正四年に施行せられたのでありますので、今日の放送事業を規律するには多くの不備な点があるばかりでなく、主務大臣に極めて広範圍の自由裁量権を與えておきまして、新憲法の精神にも副われないようであり、最近におきましては、多数の放送事業経営許可の申請がありますが、現在放送事業は、日本放送協会によつて事実上独占的に經營されておりますので、放送協会以外の放送事業者のあり方について明らかにいたさなければならぬのであります。次に現在の日本放送協会は公益社団法人であります

が、この組織では、国民の大多数が聴取しております放送を、少数の社員によつて左右することになりますので、日本放送協会の国民の公共機関として改組いたしまして、その經營を民主的に行なうべきではないかと、要望されて参つたのであります。

これを要しますに、放送を公共福祉のために規律し、その健全な發展を図るためにこの放送法案を提出いたしました次第であります。

○委員長(松野喜内君) 次にこの放送法案の内容について概要を説明願います。

○政府委員(網島毅君) 放送法案の概要を御説明申し上げます。

放送法案は、その第一條に示してございまして、その放送の三つの原則に従ひまして、放送を公共の福祉に適す

るよう規律いたしまして、その健全な發展を図ることを目的として立案されたものであります。この法案は、放送の經營及び規律に関する各国の例を研究調査いたしまして、その長所を採り、且つ我が国の国情も十分考慮いたしまして立案したつもりでございまして、この放送法にございまして、世界に一つの新例を開くものではないかと考えておる次第でございまして、この放送法案の特色といたしまして

と、第一には、我が国の放送事業の事業形態につきまして、全国津々浦々に到るまであまねく放送を聴くことができるように放送設備をいたしまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちますところの、国民的な公共的な放送企業体として作りまして、これと対照的に、個人の創意と工夫によりまして自由闊達にこの放送文化を建設高揚する自由な事業としての放送企業体、いわゆる一般放送局或いは又民間放送局というもの

を配しまして、この二つのものがそれら、お互いに長所を発見すると共に互いに短を補ひまして、お互いに啓発し合うことによつて、国民が十分にこの放送文化の福祉を享受できるように、このことを冀つて立案されたのでございまして。

次にこの公共的な放送企業体といたしましては、現在我が国の放送を独占的に実施しておりますところの日本放送協会が、今日約六千人の社員によつて構成される社団法人であります

新たにこれに代りまして、全国民に基盤を持つ公共的な、特殊法人であるところの新らしい日本放送協会を設けようというのであります。そうして現在の社団法人日本放送協会の設備、人員、権利、義務等の一切をこの新らしい日本放送協会に移しまして、現在の社団法人日本放送協会は解散するものといたしたのであります。従いまし

て新らしい日本放送協会は公的の性質を持つたものでございまして、全国民が国会を通じてその業務の運営、財務等につきまして必要な監督を行うことができるように考えられておるのであります。

以上が放送法案の概要でございまして、更にこれに若干敷衍いたしまして申し上げますと、放送番組につきましては、第一條に、放送による表現の自由を根本原則といたしております。政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのであります。放送番組の編集は放送事業者の技術に委ねられておりますが、これを全然放任するといふものではございまして、この法律でいわゆるラジオ、コードの根本と申しますか、その要点を規定いたしまして、放送の準則というやうなものを定めてございまして。

次に日本放送協会の性格でございまして、日本放送協会はこの法律によつて目的が與えられ、設立される法人でございまして、民法に基いて設立されるところの公益社団法人或いは又財団法人といふものでもございませ

し、商法に基いて作られますところの会社といふものでもございせん。この法律によつて日本放送協会、現在の社団法人日本放送協会から継承するところの財産を運用しまして、経営委員会という議決機関、会長その他の執行機関等を持つところの特殊な法人でございまして、協会の行います業務は第九條に掲げてございまして、その業務につきましては特に嚴重な制限を設けず、放送事業に關係あるところの事業に協会が大きな支配力を持つたり、或いは又その事業の死命を制するといふことのないように、受信機器を認定したり、無線用の機器の製造業者、或いは販売業者及び修理業者の行う業務を規律又は干渉するといふやうな行為を禁止してあります。又放送受信用機器の修理場所も自由にはいたしませんで、電波監理委員会が特定する場所に限りて行い得るやうにいたしました。受信機修理業者の権利を保護するやうに考慮されてございまして。協会の業務の經營を民主的に進行するために、協会には先程申し上げました経営委員会を置きまして、この経営委員会は、協会の経営方針を決定し且つその業務の運営を指導統制するものでございまして、委員八人と放送協会会長で組織されて、この委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになつております。この委員の任命を両議院の同意を得るやうにいたしましたのは、内閣総理大臣が自分独自の判断で一方向的に任命することのない

ように、又国民の代表でありますところの両議院の同意によつて、国民の意思がそこに反映されるというように賛つたのでございます。又委員を選任する場合に、放送が全国にあつては分野に關連する文化的な事業であり、且つ非常に公共性の強い事業でありますからして、文化・科学・産業その他各分野が公平に代表されるように考慮いたしますと共に、全国を八つの地区に分けまして、その各地区から一人づつ任命されるように定めてございませう。会長につきましては、会長は協会の業務を執行する最高責任者であります。議決機関でありますところの経営委員会と執行機関との一体制を保ちつつ協会の業務の合理的な円滑なる運営を図りますために、この会長は経営委員会によつて任命されるということにいたしまして、又会長をこの経営委員会の構成員といたしておるのでございます。尚会長は経営委員会の同意を得まして副会長及び理事を任命いたしますが、会長、副会長及び理事によつて理事會を構成いたしまして、この協会の重要業務の執行を審議することといたしております。協会の運営がその目的に副つて行われるのを確保するために、国といたしましては最小限必要の監督を、而も一機関の独占とならないように考慮いたしますと共に、その協会の目的に鑑みまして、これに受信料を徴収する権利を認め、免税その他公共の事業体としての保護規定を定めてございませう。尚協会の設立につきましては附則で必要な規定を設けてございませう。民間放送につきましては先程申し上げましたように、これをできるだけ自由に任せる方針でございませう。

て、第三章に最小限必要な規定を二條だけ設けておるのでございます。これは民間放送について規定が不必要だ、或いは又民間放送について政府が関心を持つておられないということではございませう。將來この民間放送が如何なる発達をするかという見通しをつけることが現在相当困難でありますし、又これによる特別な特権を認めるといふことになりまして、これに伴ひまして勢ひ政府の監督ということも起つて参りますので、このようなことによつてこの民間放送の自由濫用な発達に阻害されることのないようにという考慮からでございまして、將來この民間放送が或る程度発達いたしまして、その状況によりまして必要が生れた場合には更めてこの法律案の改正案を提出いたしたいと考えておる次第であります。

次に放送用の受信設備につきましては、電波法によりまして従来のように許可を必要としないということにいたしました。即ち誰でも自由にこの放送用の受信機を以て放送を聴き得るということにしたのでございませう。ただ日本放送協会の放送を聴取できるところの受信機を持つた施設者は、この機会に聴取料を拂わなければならないというようにいたしております。又現行の地方税法を改正することによりまして、いわゆるラジオ税、ラジオの受信機を取つておるということによつて税金を取られるようなことはないようにいたしまして、放送の普及発達に資するようにいたしました。又いわゆるこの広告税といふことをやはり除外いたしまして、民間放送局が広告することによつて広告税を取られるということ

を止めまして、多少なりとも民間放送の発達に資したいというふうに願つた次第でございませう。

尙御参考に申上げたのは、現在極く僅少ではございますが、政府は日本放送協会からいわゆる特許料というものを徴収しておりますが、この法律ではそういう性質のものは一切徴収しないことにいたしてございませう。又この法律は電波を利用する放送事業だけを對象にしておりまして、電波を使わなかつたところの有線放送その他のものにつきましてはこれを規律しておりません。

以上で簡單ではございますが、放送法案の概要の御説明を終りたいと思ひます。

○委員長(松野喜久) 提案の理由並びに内容の概要の説明が終了しました。どうぞ御質問のある方は自由に御発言を願ひます。

○田中耕太郎君 只今提案理由の一般的なる、又内容の御説明を承りました。本法案が民間放送の潤滑なる発達を意圖されておるといふことを了解いたしました。文部委員といたしましては、放送文化の発達に極めて重要な意味を持つ、特に社会教育の方面において非常に効果的なものであり、その内容がどういふものであるかということによつて、教育上及び日本の文化の発達上、影響力が非常にあるということに着目しておるわけでありませう。従つて民間放送の健全なる発達につきまして、我々は非常な関心を持つておるのであります。ところでその民間、つまり国立学校以外に、或いは公立学校以外に私立学校も必要であり、私学の発達を圖らなければならないというのと

これは同じ論理じゃないかと思ひます。で、私学につきましては、従つて国家が非常な援助をしておる。又現在私学法というやうなものでもございまして、それに対して憲法の規定に従つて補助をする途を開いておるわけでありませう。この民間放送につきましては、さつき提案理由の御説明の中でありましたやうな広告料についての課税の免除等非常に結構なことであると思ひます。そういう点以外に尚もつと外にも奨励されておるやうな点があるかと。或いは實際運営上やういふ方法方法を講じられておるかどうかということでありませう。で、具体的に申しますと、第三十二條に關係して来るのであります。第三十二條の受信の設備を設置したのについては月額三十五円を徴収するということになつております。そこで伺ひたいのは、受信の受信を目的としない受信設備であるが、放送の受信を目的としない受信設備といふのは、これはつまりラジオ放送以外のものに、ラジオ放送の受信ならば、たとへ日本放送協会の放送を聴かないつもりで、つまり民間放送のみを聴く目的を以て受信設備を持つておるものもやはり月額三十五円を徴収されるのかどうか、その問題について先ずお伺ひたい。

○政府委員(網島繁吉) この三十二條の規定は、協会の行、現在行なつておりますいわゆる標準放送と申しまするか、或いは極く平易に申しますと中波放送といふ、現在の協会の方がやつておられますところの放送を聴き得る受信機を持つたものは、その實際に聴いておるものは日本放送協会の放送であらうがなからうが、或いは單に民間放送の番組だけを聴いておる場合におきましても、やはり協会に三十五円を拂わなければならないという規定でございまして、これは御承知のやうに受信機を持つておられますと、ダイヤルの廻し加減で以て近くの放送局はどこの放送局でも入つて参るのであります。果して協会の放送を聴いておつたか聴いてなかつたかという區別をするのが非常に困難でございませう。普通の觀念で行きますれば、これはその受信機に入つて来る放送は一樣に聴くチャンスがあるというふうに考えなければならぬと思ひます。従ひまして日本放送協会に、各條に掲げてありますやうな、いわゆる全国的な放送を普及させるという非常に大きい責任を持たせておられますし、そのためにどうしても経費といふものが相当掛かります。これらのことを補償するために是非この聴取料を法律によつて義務的に納めなければならないというふうに考へておるのであります。勿論この放送には、只今申しました中波の周波数を使つた放送以外に、超短波或いは極超短波といふ他の種類の波長を使うところの放送がございませう。將來これらのいわゆる超短波放送といふものにつきましても、日本放送協会が行うかも知れませんが、そういうものにつきましても、このやうな特別な特権を持たせてはございませう。ただ單に中波の放送についてだけでございませう。

○田中耕太郎君 重ねて伺ひますが、只今の御答弁の通りに、日本放送協会の放送だけは聴かないで民間放送を聴くという機械があるわけのものではないのであります。従つて当然日本放送協会の放送を聴き得るのだ。従つて

事實聴かない場合においても受信料は徴収される。これは技術的に止むを得ない次第だと思いますが、併しこういうことが考えられやしないかと思うのです。民間放送については広告料で賄つて行く。受信料は取らない建前になつておる。ところで民間放送が普及するのに従つて、受信設備を持つものが相当に増えるのじやないか。その中にはやはり聴くものと聴かないものとがあるのじやないか。従つて若し理論的に言いますのならば、民間放送についても受信料を徴収するのがこれが道理であるけれども、併しこれは技術的に困難だというわけで、民間放送の方は受信料は徴収しない。受信料の徴収は日本放送協会の方だけである。ところで受信料の……受信設備の数であります。民間放送が発達するのに従つて、その結果として受信設備が非常に増えることになる。民間放送も徴収していいところのその受信料が日本放送協会に廻つて行くという部分もありやしないか。そういう点からして何らかの民間放送の助長のため、つまり経済的の方面にもつと恩恵を與えた方がいという点も考慮もありやしないか、そういう点についてお考えになつたかどうかを伺いたいと思ひます。

○政府委員(網島義典) お説のように、将来民間放送が発達して参りました、内容の非常に充実した番組を送るということになりますれば、勢い聴取者も増えて参ると存じます。そういうしますと、日本放送協会がそれによつて相当の利益を受けるということも勿論考えられるのであります。反対にこの民間放送いわゆる広告料をそ

の収入の基盤として事業を営みたしますところの商業放送にとりまして、聴取者が多いということは絶対必要な條件であります。現在直ちにこの波長の割当さえ受けければ民間放送をやつて行くという希望者の多いのは、すでに全国に八百数十万の受信機が普及しておるといふ事実でございまして、民間放送を希望する人でも計画する方面におきましてはこの聴取者というものを一応頭において計画を立てられておると存するのでございまして。従いましてその点は民間放送というものと日本放送協会というものは相互的な関係がございまして、日本放送協会の全国放送網によりまして聴取者が殖えて行きますれば又広告の価値もそれだけ高まつて行く。従つて民間企業者もそれによつて又利益を受けるといふふうにお互いに、何と申しますか、協力関係と申しますか、ギブ・アンド・テークのような関係にあると私共は考えておるのであります。尙實際問題として、私共といたしましては民間放送側におきまして聴取料を取るといふことは困難であると思つておりますが、法案におきましては民間商業放送局は聴取料を取つてはいけないということにはなつてはおりません。従いまして中波の範囲におきましては困難だといはれまして、将来超短波放送或いはテレビジョン放送というふうなものが民間側において計画された場合は、それらは十分聴取料というものを取り得る余地があるように私共は考えておるのでございまして。

○田中耕太郎君 民間放送はこのスタートの状態においては特に非常なる経営困難な状態にあることは予想できませんが、それで広告料で以て賄つて行けばいいというわけではありますけれども、併し有効な広告をするためには文化的その他の意味において非常な内容の充実した、又興味のある放送をやらなければならぬ。そうすると相当スタッフが必要になるわけでありまして、そういう場合に全然聴取料は徴収しない。これは技術的に見て止むを得ないことでありますけれども、そういう状態を考慮されまして、何らかの助長というところに政府も配慮せられることを希望いたします。

それからもう一つ、次は放送の内容についてでありまして、第一條、これは放送の根本方針が決められておるのであります。この中に或いは文化の向上であるとか、或いは道徳或いは秩序というような社会及び個人生活根本の観点から強調せられており、放送の不偏不党或いは放送が健全なる民主主義の発達に資するようになつていよう政治的の方面が強調されておつて、或いは道徳とか文化というふうな方面が現れていないように思うのであります。そういう点、この法案の制定に當りまして問題になつたかどうか。御考慮になつたかどうか。その辺のことを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(網島義典) この第一條に書いてありますところの目的は、いわゆる放送につきまして最もこれが悪用され易いというふうな点を考えまして、特にこの放送法の最も大事な目的と考へたのでございまして、只今おつしやるようにこの目的に書いてないからして、文化のことを放送といふのは考えなくていいのかというふうには私共考へておりません。勿論放送文化といふものに對しましては、私共も非常な関心を持つております。これはもう当然放送に携わるものの重大な職責だと考へております。従いまして特に公共的な色彩を持ちまして、いろいろな義務、それから特権を與えられておりますところの日本放送協会に對しましては、第四十四條にございまして、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄與するように、最大の努力を拂わなければならない。というふうになつておられますし、又その第三項の第三号におきまして「音楽、文学、演藝、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。」というふうなことを法律において要求しておるのであります。これらの條項は、民間放送にはそのまま適用されてはおりません。それは民間放送をできるだけ他から干渉することなしに、技術的に伸び伸びとこれを発達させてやりたいという考えからでございまして、勿論この民間放送経営者自体もラジオ・コードと申しますか、いわゆるプレス・コードに相當するような綱領を作りまして、而もこの綱領は第一條の目的に合致するようなもの、それから又只今申しました国民がこの法律を通して日本放送協会に求めておるようなところを基準として、そのラジオのコードを作成されることを冀つておるのでございまして、決してこの放送を文化的に放任するという意味ではございしません。

○藤田英雄君 只今放送の文化方面の問題が出たのでありますが、三十二條のところ受信契約及び受信料の問題が出ておるのですが、その第三項のところでは「協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるでなければ、前項の受信料を免除してはならない。」とございまして、免除されるものは電波監理委員会の認可を受けた基準によるものというところになるわけですが、そういうものは大体どのような負担を持たされるのでしょうか。例へば今まで放送協会においてすでに受信料を免除しておるものがあるわけですか。あつたような基準を考へておるのか、或いは又別の基準を考へておるのか。

○政府委員(網島義典) お答えいたします。この條項は日本放送協会が勝手に或るものからは受信料を取るが、或るものからは取らないというところを避けるための趣旨でございまして、又今日までの経験から見ても、やはり受信料を取らないで放送を聴かせる必要のあるということも認めなければならぬと考へております。従いまして将来そういうことが起るであらうということを予想いたしまして、この電波監理委員会の認可を受けた基準、それによつてやる、勿論この基準は、別途国会に御審議願つておりますところの電波監理委員会設置法案によつて設置されますところの委員会がございまして、その合議体でありますところの委員会の決定によつて決まるのでございまして、只今今日からは、私共事務局当局がこれ當りかどうかと思ふのであります。只今日本放送協

会が受信料を免除しておりますところの学校でありますとか、或いは社会事業団体、そういうような国として十分保護しなければならぬような機関につきましては、将来共受信料を免除した方が適当ではないかと考えておる次第であります。

○藤田芳雄君　そういう点になつて来ますという、今度次に関係いたしましたのは、一般放送においては、広告主からの広告放送の広告料によつて、やはりやつて行くということになるわけですが、一方国民の文化を向上させるというような意味からしますと、これからの放送によるところの教育と云いますか、現在通信教育というのがございすけれども、それ以上に重要な、いわゆる放送教育というふうなものも考えられるのではないかと、そうすると、一般放送の方で事業の一つとして広告をやしに、むしろ放送による教育というふうなことをも計画の中に入れていかねばならない。そうした場合に、これは広告料じやないのだが、そうした経費をどうするということから、それと今度協会における、一つの放送教育というふうなものとの連関、そんなものはどんなふうにお考えになつておりますか。その点を……

(委員長退席、文部委員長田中耕太郎君委員長席に着く)
○政府委員(網島駿君)　この法案におきましては特に放送教育の問題を取上げた條項はないのであります。勿論この放送が国の文化に對しまして非常に大きな役割を持つておるといふ点からいたしまして、そういうことは十分考慮されるのであります。こ

れ等は共に放送の内容に關する事柄でございまして、従いましてこれ等はそれぞれ放送の経営者、或いは又番組の編集者の自由意思に任せた方がいいのではないかと考えております。只今民間放送の教育放送につきましてお話をございしましたが、勿論民間放送も教育放送をやるといふことは十分考えられます。その場合にこの教育放送の内容を提供する側との間に料金を取るか取らないかというふうな問題は、相互の契約でいいのではないかと私は考えております。尚、この教育の問題に關しましては、この方面のそれらの法律がございす。教育基準法でありま

す。学校教育法というふうなものもございす。特に教育という問題になりますならば、そういう方面で取扱うことが適當ではないかというふうに私は考えておる次第でござい

○藤田芳雄君　私の申しますことをちよつと徹底したいと思ひます。今の放送協会でやばいといふことが……そうしたものの教育面を担当したような放送をやつておられる。ところがあれは、そのために特に税金は取らんと云いますけれども、考えてみますと、あのテキストといふもので相當な利益を挙げ、結局その分をカバーしてあるのじやないかと思はれる。恐らくは商業放送の方でそうした放送教育をやろうとするならば、その上においての収入しか考えられないと思ひます。そういたしますと、放送協会のそうした事業と、商業放送の方のそうした事業との連関をどう考えるか。それから今の何と言ひますか、協会の方で無料聴取を許した場合において、今度

はそういうものを聴くというふうな場合の連関とかいうことが相當むずかしい問題が出て来るのじやないかと思ひますが、その辺をどんなふうに御考慮になつてゐるのか、その点をもう一度……

○政府委員(網島駿君)　御質問の趣旨につきまして、民間放送が教育放送をやつた場合、日本放送協会が教育放送をやつた場合との関連性如何というふうな御質問と承りましたが、そうでございすか。

○藤田芳雄君　まあ一方においてはですね、それによつてのみ収入を得ることになります。一方は聴取料というものを徴収しておいて、そうして尚テキストで同じような面においての利益を得るというふうな形が生れるのじやないか、その点なんですか。そうするといふと、先程来誰かが心配されたように、一般商業放送という方面が、今は成程初めてですから、競争的に願ひ出があるかも知れないが、このあとの収入と経営の面を考えて行くといふと、余程そういう点を考えてやらないと、将来むずかしい……維持経営が困難なんじやないかというふうな面から考えて、そういうことが考えられるのじやないかと思ひます。言換へれば放送協会の利益を取らないでやるというふうな事柄にでもならなければ釣合が取れないのじやないかといふことなんです。

○政府委員(網島駿君)　このテキストに關しましては、現在日本放送協会では、自分ではこのテキストの発行はやつておらないでございす。これは別にその方面を担当する機関がございまして、例えば日本放送出版協会と

か、そういう機関がこれをやつておりますが、この収入は直接には日本放送協会の収入にはなつておりません。従いまして日本放送協会がテキストを売つて儲けておるに拘わらず、聴取料も取つてゐる、片一方はそういう利益がないといふようなことにはならないと思ひます。

○藤田芳雄君　そういったことですと、例えば何々のテキストがございまして、御入用の方はどうぞ申込んでくれといふのは、あれは一つの広告放送になるわけですね。放送協会のものじやなしに協会のものじやないのをそうやつて若しお採りになつて、あんなふう

に放送するということになると、あれは一種の広告放送になるかと思ひますが、そうすると他の場合でもあつたものをやるのと同じような取扱になるのですか。

○政府委員(網島駿君)　この広告放送の範囲につきましては、これは的確な定義を付けることは非常に困難だと思ひますが、要するにそれは社会通念上から考えて、果してこの放送が広告する意思を持つておつたかというふうなことが非常に重要なファクターになるかと思ひます。只今のテキストの告知というふうなことは、これは放送協会が自分の業務を遂行する上において必要な、いわゆる協会の告知といふふうな考えられるのではないかと私は思ひます。尚この協会の放送の内容、いわゆるこの協会がどういふ放送をやるといふことにつきましては、現在は政府は一切干渉しないことになつておまして、協会の中にそれ／＼ラジオ・コードといふものがございまして、又そのラジオ・

コードを守るために、常に協会の番組を批判的にこれを見ておるところの機関もございまして、自立的にやつております。私共はその協会の自立的やり方に信頼をおいておる次第でございす。

○堀越儀郎君　先程藤田君が質問されました三十二條の問題であります。今後の放送内容にも非常に影響することでありまして、文化方面の内容を推進される場合において、学校などは非常に受信設備などというものを奨励されると思ひますが、現在も奨励しておると思ひますが、そういう方面から考えて、学校などの先程の言葉に受信料の免除ということもあつたやいまして、現在でも免除されておるところがあるのですか。そして又将来免除される御計画もあつたのですか。

○政府委員(網島駿君)　現在小学校、中学校は免除されておると私共は思つております。将来もやはり少くとも義務教育の学校は免除されて然るべきじやないかと私共は考えております。

○堀越儀郎君　それから更に広めて高等学校まで広められるお考えはないですか。

○政府委員(網島駿君)　御趣旨の点は、今後設立される電波監理委員会の方に御伝えいたしまして、十分そちらの方で考慮して頂きたいということにしたいと思ひます。

○堀越儀郎君　それからもう一つ、我々の一番関心を持つのは放送番組の内容です。今までN・H・Kが非常に非難を受けていたのは、一方的にN・H・Kの放送によつて聴取者に押付けられているという非難が随分多いのであります

が、私共は民主的にやられるというこ
とで、結局日本放送協会が番組を拵え、
そして国会の承認を得て、経営委員会
がその基本計画だけに参加することに
なっておりますが、そういう非難がな
いように先程の四十四條によつて規定
されているようでありませうけれども、
これで十分に一般の民意が採入れられ
るという御確信をお持ちになつておる
でしようか。

○政府委員(網島毅君) 放送番組、特
に日本放送協会の放送番組の内容につ
きまして、国民各層各分野におきまし
ていろいろの要望があると存するので
あります。それらを詳細にこの法
律に規定することは到底不可能と考え
ます。従いましてその中のこれらを集
約いたしまして、最も重要であろうと
思われる要件をここに採擧せしたので
ございまして、これが将来協会が作る
であろうところのラジオ・コード、或
いは又経営委員会が審議決定されるで
ありましようところの番組の編成方針
というものの基盤になると考えており
ます。従いまして更に詳細に關しまし
ては、全国各地から選ばれましたと
ころの経営委員がそれ／＼公平な立場
からそれを審議決定されるであります
ようし、又この協会の事業、事業内容
というようなのは逐次国会に報告され
ることになつております。従いまし
て国会にその報告が出て参つた場合に
おいて、国会からもいろいろ批判をつ
けることになるかと存するのでありま
す。尚協会の番組の編成に當りまして
は、広く国民各層の輿論を調査しなけ
ればならないということになつており
まして、国民が何を要望しておるか
というのを協会が常にそれを調べて、

番組の改善を図つて行くという責任が
負われておる次第でございまして。

○大隈信幸君 一つ伺いたいのですけ
れども、一般の民間放送が盛んになる
ことは非常に望ましいことでありませ
うが、使用いたしますところの電波の範
囲とか、或いは現在一般国民が使用し
ております受信機の性能とか、或いは
放送の機械設備といった面から、非常
な制限を受けると思ひますけれども、
實際問題として、近い将来に一般の民
間放送がどれだけできる見通しがある
かどうか。そういうことを一つ御説明
をお願いしたいと思います。

○政府委員(網島毅君) この民間放送
の出現に對しまして、果してこれに興
えるところの波長があるかないかとい
うことにつきましましては、国民の方々も
非常に關心を持つておられることと存
じます。御承知のように現在の日本放
送協会は、全国に放送の電波を普及さ
せるといふ目的を興えられましたため
に、全国に亘りまして約百局に近い放
送局を建設、維持、運用してございま
す。従いましてこれに使つております
ところの波長の数も相當夥しい数にな
つております。一方國際條約によりま
して、放送、殊にこの中波の放送に割
当てられておるところの波長の幅は五
百三十五キロサイクルから千六百五十
キロサイクルまでございまして、その
数に限度がございまして、従いまして今
後の民間放送というものはこの波長の
割当というのを考慮せずには、その
計画を實現されるわけには行かないの
でございまして、この日本放送協会が
相當局を持つておりますところの現在
におきまして、これを合理的に再編
成することによりまして、その波長を

再編成することによりまして、尙民間
放送としてこれを全国的に考えました
場合に、三十局前後の放送局が割込み
得るのではないかとこのふうに考へて
おります。勿論この数は純技術的に、
いづゆる混信の面を考慮いたしまして
出した数字でございまして、今後でき
ますところの電波監理委員会がどうい
う政策を以てこれを民間放送に對処し
て行くかということによりまして、こ
の数が變つて来ることは當然でござい
ます。只今申上げた数字はこれは全國
的に民間放送ができるという場合を想
定してのこととございまして、さて実
際問題としてこれを考えますならば、
田舎の人口の稀薄な町には民間放
送というものが今直ちにできるとい
うことは考えられませう。この民間放
送が広告収入を基盤としております関
係上、どうしてもこれは広告効果の多
いところの都会に集中しておるとい
うことは當然でございまして、現に約四十
に近い民間放送の出願がございする
が、これらは殆んど東京とか大阪に集
中しておるといふ状況でございまして。
ところでこの一つの都市を中心とし
て考えます場合には、ここに電波と
電波の間の分離という問題が非常に重
大になつて来るのでありまして、特に
我が國におきまして現在普及されてお
りますところのこの受信機は残念な
がら他の國では見られないような程度
の低いものであります。従いましてこ
の電波の分離性も非常に悪いのであり
まして、これが今後放送局の数が制限
される非常に大きなファクターになつ
てゐるということは非常に残念であり
ます。併しながら我が國の國民の経済
状態からいたしましてこれらの受信機

を一足跳びに改善するということは、
これは不可能であります。従つてこれ
もかくにも第一歩として現在の受信機
を一応対象として計画を進めなければ
ならないということになるのでござい
まして、そうなつて参りますと、東京
とか、大阪とかいう所には五つ、精々
五つ、或いは技術的に相當な制限を加
えまして六つという程度の放送局しか
置けないということになるのでありま
す。現在すでに東京、大阪にはそれぞ
れ第一、第二及び進駐軍放送と三つの
放送がございするからして、そう考
へますと、ここに割込む余地は二
つ、或いは非常な技術的考慮を拂つて
三つということになるわけでありま
す。従いまして差向きそう多くの民間
放送ができるということとは、これは技
術的見地からいたしまして、これは
不可能でございまして。但し受信機が逐
次改善されて参りますならば、この
放送局の設置し得る数は逐次増加して
参るのでございまして、現にアメリカ
の一都市のごときは一つの町に放送局
が十二も十三もあるという町はざらに
ございまして。将来政府とそれから國民
が一致協力いたしまして、できるだけ
速やかにこの受信機の向上を図つて、
更に多くの民間放送というものができ
て行くということを希つておる次第で
ございまして。

○大隈信幸君 そうですねと、今
のお話によつて東京なり、大阪なり、
そういう所で二つ三つしか民間放送が
できないとする場合に、今設立を希望
してゐるのが相當、三十とか四十ある
場合に、どういふ標準によつてその設
立を認めて行くか。そういうふうな
一定の基準というものができてお
られるかどうか、その点の御説明を
して頂きたい。

○政府委員(網島毅君) どういう出願
者に對しまして無線局を許可するか
という根本の方針は電波法に記載されて
おるのでございまして、その要点を申
上げますと、その設備に對して電波
の割当が可能であるかどうかという問
題、それからその設備の局の出願者が
財政的にしつかりしておるかどう
かと、建設もさることながら、維持、運
用するに足る十分な能力を持つてお
るかどうかという問題、又設備自体が條
約或いは法規によつて定められてお
りますところの技術基準に合致して
おるかどうかという問題の外に、
電波監理委員会がその規則によつて定
めますところの無線局の設置基準に合
致しておるかどうかということも考慮
いたしまして、これらの結果を綜合し
て委員会において合議制によりまして
最後の決定をするということになつて
おるのでございまして。従いましてど
ういふ基準のものが許可されるかどう
かという問題は、この委員会が無線局の
設置という問題に對しましてどうい
う基準を作るかどうかということにある
わけでありまして、勿論この基準は制
定される前には公聴会を開きまして、
一般の意見も聴いて決められること
になつておりますが、その基準を私共
が今推測するということは非常に危険
であらうと考へております。従いま
して現在出願されておられますところ
の／＼な出願者のうちどういふもの
が許可されるであらうというふうなこ
とを申上げることは遺憾ながらできな
いのであります。

第三十一部 電気通信・文部連合委員会會議録第一号 昭和二十五年二月十五日 【參議院】

○大隈信幸君 第二放送を民間放送の

五

方に解放するという考えはありますか。

○政府委員(網島毅君) 今のところ政府はそういう考えを持っておりません。それは日本放送協会自体の第一放送、それから第二放送、この二つの系統によりまして、その與えられた使命を達成するというふうに考えまして、五ヶ年計画を作りまして、この第二放送の計画を進めておるのでありますが、これらにつきましてはすでに協会のほうで決まっておりますので、今これを他に割くという余裕がございません。それから又これを強制的に日本放送協会から取上げて民間放送に渡すかどうかという問題でございますが、これに對しましては、こういうやり方は民間放送の將來の發達のために必ずしも適當ではないというふうに私共考えております。その理由といたしまして、この第一放送の設備と第二放送の設備とは殆んど全部分離できないのであります。二つに分けることはできないのであります。その中に共通的に行うようなものを使つております。従いましてこの運用を完全に分けるということは技術的に困難な面があるばかりではなく、仮にそれを強行したといたしまして、日本放送協会において完全に設備そのものを掌握しておける、民間放送はその設備の一部を借りて放送するということになりまして、ば、民間放送とそれから日本放送協会との、この完全なお互に相對立して、お互いに切離疎離して行く、お互いに競争し合つてプログラムの内容の改善を図つて行くという事は非常に困難になると私共は見ております。従

いましてそういうやり方をやるよりは、やはり民間放送は自分自身設備を持つて、外からの掣肘を一つも受けることなしに伸び／＼と自由にやつて行つた方がよいのではないかというふうに考えております。

○委員長代理(田中耕太郎君) 一つ極めて技術的な問題について伺いたいのですが、これは將來学者が日本放送協会の性格についていろいろ議論するところがあるだろう、そういう場合を考へていくわけでありまして、第八條に「協会は、前條の目的を達成するためにこの法律の規定に基き設立される法人とする。」つまりこれは先程政府委員からの御説明にもありました、從來放送協会は民法第一編第二章の法人、社團法人である。今度は性格が變つたというふうな御説明でありましたが、事實に對してはこの法律によつて事實は變つたようにも考へられないのであります。要するにこの法人によつて日本放送協会は公法人になるわけじやない、やはり私法人である。私法人の中で会社じやない。つまり営利法人じやない、やはり公益法人である。そういうことになる、公益法人だとすれば社團法人か或いは財団法人かどつちかである。これは民法の法人でないことは第八條においてはっきりしておりますが、公益及び營利のいづれかに属するか、或いはどれにも属しないものかというふうなことが問題になる。先程の御説明では財団法人にもあらず、社團法人にもあらず、そういう意味においても特別な法人だというふうな御説明があつたのですが、その点は若しそういう解釈が成立つとすると、外にそういうふうな法人の例があるかどうか、又學說上いろいろ問題を生ずる處があるもので、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(野村義男君) 只今の田中委員長からの御質問は非常に専門的な御質問でございますが、この法律を作るに當りまして、お話のようなこの法人の性格という点については、非常に政府内部でも研究をいたしまして、如何なる方針であるかということでございます。いま申し上げますと、この法人はこの法律に基いた特殊な法人である。従つて從來の民法に基いた法人であるとか、或いは会社じやないというふうなことを一時は暫いたのであります。それが、それが当然のことであるから止めた方がいい、こういうふうな趣旨で全部取つてしまひまして、この法律に基いた特殊な法人である、こういうふうな作つた次第であります。従いましてこの法律が特殊なものであるから、これと同じものを他の中から求めろというところは非常に困難であります。強い例を求めれば、日本国有鐵道、或いは日本専賣公社、こういうふうなものと同じようなものであるというふうな政府は考へて、この法令なり或いは他の法令を必要なものとは變更するということをしておる次第であります。

○委員長代理(田中耕太郎君) さつきちよつと申しましたように、事實においては聴取者の關係その他について従来と變りはないんじやないか、從來聴取者は社員ということになつておつたやうです。それだから社團法人になつておるわけですが、今度は聴取者を社員でなくて、後の方の條文にもあるやうに契約者にしておる。そうすると契

約者になるから社員がなくなつてしまふから、私の疑問とするところは財団と當つていいんじやないか。それを財団にもあらず、社團にもあらず、そういう意味においても特別な法人だと言ふと、解釈上將來疑義を生じやしないかということを感じて伺つたわけでございます。

○政府委員(野村義男君) お尋ねの点でございますが、現在放送協会の社員、即ち公益社團法人であるところの放送協会の社員というものは約六千人ばかりの加入社員がありまして、その人の職金を以て公益社團法人を作つておる次第でありまして、聴取者というものは社員ではございません。聴取者は現在八百四十万ぐらいありまして、これがたゞ聴取者という立場であつて、放送協会と契約をして聴取をするという立場にあるものでございまして、社員ではないのであります。従いまして今度できる法人は、その協会の六千人から成つておる人の財産を繼承いたしまして、新しい法人となつて性格を變更して行く、こういう次第であります。

○委員長代理(田中耕太郎君) 聴取者の關係はつきり分りました。それでそうなる、社員がなくなれば依然としてやはり財団と言つてなせ悪いからという問題であります。その点如何ですか。

○政府委員(野村義男君) この新らしい法人は現在の日本放送協会の社員が繼承いたしました、法人を繼承するわけでありまして、その立場は財産だけが主體というわけではないので、この法人によつて作りますところの議決機関として経営委員会、執行機関として

会長その他の理事を以て組織せられまして、議決機関、執行機関各々あり、更にそれに加ふるに財産を持つておる。監督面においては財團的な性格もありませんが、これも特殊なものであつて、財団とまで言ひ切るわけには行かないというふうに考へております。

○委員長代理(田中耕太郎君) 議決機関、執行機関があるという事は財団たるに妨げないのみならず、財団法人においても理事あり、評議委員会あり、その外の執行機関があるわけのことです。でありますから、財団でないと言ひ切るわけには行かないのじやないか。その点は少し政府側の答弁がはつきりしすぎていたので、財団にもあらず、社團にもあらず、特別な法人だということになる、將來学者がこれを説明するに非常に困りはしないか、やはり學理的に立入つて説明しなければならぬですから、特殊なもの、第三のものは実は法人論としてはなか／＼あり得ないわけですか。そういう点が問題になるのです。そこで定款という点になると、規則が定款という名称を附けられております。これは社團法人について從來定款という言葉を使つておるわけでありまして、そういう点もやはり問題になつて来はしないか。併しこれは法律技術的、又理論的な問題でありますから、ただこういう点が問題になつたということだけにとりまして、私の質問は打切りたいと思ひます。

○小林勝馬君 大体文部委員側の御質疑も終了したやうでございますから、連合委員会はこれで打切つて頂きたい動議を提出いたします。

○委員長代理(田中耕太郎君) 如何で
ございますか。小林委員の動議に御異
議ございませんか。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理(田中耕太郎君) それでは
は御異議ないものと認めます。それで
は合同審議会はこれで閉会いたしま
す。

午後三時五十九分散会

出席者は左の通り。

電気通信委員

委員長

松野 喜内君

理事

橋本萬右衛門君

小林 勝馬君

委員

大島 定吉君

新谷寅三郎君

文部委員

田中耕太郎君

委員長

若木 勝藏君

木内キヤウ君

藤田 芳雄君

委員

大隈 信幸君

梅原 眞隆君

堀越 儀郎君

山本 勇造君

岩間 正男君

鈴木 憲一君

政府委員

電気通信
政務次官

尾形六郎兵衛君

電波監理長官

網島 毅君

電気通信事務
官(電波庁法
規経済部長)

野村 義男君

昭和二十五年二月二十三日印刷

昭和二十五年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所